

港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

一	港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）（本則関係）	1
二	港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）（附則関係）	8

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 要求性能 技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。</p> <p>二 設計津波 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される津波のうち、当該施設的设计供用期間（技術基準対象施設的设计に当たって、当該施設的要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。</p> <p>三 変動波浪 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設的设计供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。</p> <p>四 偶発波浪 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設的设计供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。</p> <p>五 レベル一地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該施設的设计供用期間との関係から当該施設的设计供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。</p> <p>六 レベル二地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。</p> <p>七 耐震強化施設 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 要求性能 技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。</p> <p>二 変動波浪 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設的设计供用期間（技術基準対象施設的设计に当たって、当該施設的要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）中に発生する可能性の高いものをいう。</p> <p>三 偶発波浪 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設的设计供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。</p> <p>四 レベル一地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該施設的设计供用期間との関係から当該施設的设计供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。</p> <p>五 レベル二地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。</p> <p>六 耐震強化施設 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省</p>

令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条に定める大規模地震対策施設又は大規模な地震が発生した場合においてこれと同等の機能を有する必要がある施設であつて、技術基準対象施設であるものをいう。

（技術基準対象施設を構成する部材の要求性能）

第七条 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能は、施工時及び供用時に当該施設が置かれる諸条件に照らし、自重、土圧、水圧、変動波浪、水の流れ、レベル地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材の要求性能にあつては、次の各号に定めるものとする。

一 設計津波、偶発波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であつても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

二 設計津波から当該施設の背後地を防護する必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、設計津波、レベル地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

3 第一項に規定するもののほか、耐震強化施設を構成する部材の要求性能にあつては、レベル地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によるレベル地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能の回復に影響を及ぼさないこととする。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を必要とする施設を構成する部材の要求性能にあつては、レベル地震動の作用後に当該施設に必要な

令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条に定める大規模地震対策施設又は大規模な地震が発生した場合においてこれと同等の機能を有する必要がある施設であつて、技術基準対象施設であるものをいう。

（技術基準対象施設を構成する部材の要求性能）

第七条 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能は、施工時及び供用時に当該施設が置かれる諸条件に照らし、自重、土圧、水圧、変動波浪、水の流れ、レベル地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材の要求性能にあつては、次の各号に定めるものとする。

一 津波、偶発波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であつても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

二 津波から当該施設の背後地を防護する必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、津波、レベル地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

3 第一項に規定するもののほか、耐震強化施設を構成する部材の要求性能にあつては、レベル地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によるレベル地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能の回復に影響を及ぼさないこととする。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を必要とする施設を構成する部材の要求性能にあつては、レベル地震動の作用後に当該施設に必要な

とされる機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

4 前三項に規定するもののほか、技術基準対象施設を構成する部材の要求性能に関し必要な事項は、告示で定める。

(防波堤の要求性能)

第十四条 防波堤の要求性能は、港湾内の水域の静穏を維持することにより、船舶の安全な航行、停泊又は係留、貨物の円滑な荷役及び港湾内の建築物、工作物その他の施設の保全を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 港湾内に侵入する波浪を低減することができるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の要求性能にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 高潮又は設計津波から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能 高潮又は設計津波による港湾内の水位の上昇及び流速を適切に抑制できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 不特定かつ多数の者の利用に供する防波堤の要求性能 当該防波堤の利用者の安全を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

三 当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能 構造形式に応じて、設計津波、偶発波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能が損なわれた場合であつても、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、設計津波から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能にあつては、

とされる機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

4 前三項に規定するもののほか、技術基準対象施設を構成する部材の要求性能に関し必要な事項は、告示で定める。

(防波堤の要求性能)

第十四条 防波堤の要求性能は、港湾内の水域の静穏を維持することにより、船舶の安全な航行、停泊又は係留、貨物の円滑な荷役及び港湾内の建築物、工作物その他の施設の保全を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 港湾内に侵入する波浪を低減することができるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の要求性能にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 高潮又は津波から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能 高潮又は津波による港湾内の水位の上昇及び流速を適切に抑制できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 不特定かつ多数の者の利用に供する防波堤の要求性能 当該防波堤の利用者の安全を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

三 当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能 構造形式に応じて、津波、偶発波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能が損なわれた場合であつても、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、津波から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能にあつては、津波、レ

設計津波、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該防波堤の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

3 | 前二項に規定するもののほか、当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能にあつては、構造形式に依りて、当該防波堤を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。

(防波堤の要求性能)

第十六条 防波堤の要求性能は、その背後地の防護を図るものとして、構造形式に依りて、次の各号に定めるものとする。

- 一 波浪及び高潮から当該防波堤の背後地を防護できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
  - 二 自重、土圧、変動波浪、レベル一地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能にあつては、構造形式に依りて、次の各号に定めるものとする。
- 一 設計津波又は偶発波浪から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能にあつては、設計津波又は偶発波浪から当該防波堤の背後地を防護できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

- 二 設計津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能が損なわれた場合であっても、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該防波堤が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある防波堤の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な

ベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該防波堤の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

(防波堤の要求性能)

第十六条 防波堤の要求性能は、その背後地の防護を図るものとして、構造形式に依りて、次の各号に定めるものとする。

- 一 波浪及び高潮から当該防波堤の背後地を防護できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
  - 二 自重、土圧、変動波浪、レベル一地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能にあつては、構造形式に依りて、次の各号に定めるものとする。
- 一 津波又は偶発波浪から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能にあつては、津波又は偶発波浪から当該防波堤の背後地を防護できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

- 二 津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能が損なわれた場合であっても、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該防波堤が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある防波堤の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復

修復による当該防潮堤の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

3 前二項に規定するもののほか、当該防潮堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の要求性能にあつては、構造形式に依りて、当該防潮堤を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が、当該防潮堤の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。

(水門の要求性能)

第十八条 水門の要求性能は、その背後地の防護及び不要な内水の排除を図るものとして、次の各号に定めるものとする。

- 一 高潮による越流を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
- 二 当該水門の背後地の防護及び不要な内水の排除が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
- 三 自重、水圧、変動波浪、レベル一地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該水門の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の要求性能にあつては、構造形式に依りて、次の各号に定めるものとする。

- 一 設計津波又は偶発波浪から当該水門の背後地を防護する必要がある水門の要求性能にあつては、設計津波又は偶発波浪による越流を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
- 二 設計津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能が損なわれた場合であっても、当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該水門が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある水門の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復によ

による当該防潮堤の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

(水門の要求性能)

第十八条 水門の要求性能は、その背後地の防護及び不要な内水の排除を図るものとして、次の各号に定めるものとする。

- 一 高潮による越流を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
- 二 当該水門の背後地の防護及び不要な内水の排除が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
- 三 自重、水圧、変動波浪、レベル一地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該水門の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の要求性能にあつては、構造形式に依りて、次の各号に定めるものとする。

- 一 津波又は偶発波浪から当該水門の背後地を防護する必要がある水門の要求性能にあつては、津波又は偶発波浪による越流を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
- 二 津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能が損なわれた場合であっても、当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該水門が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある水門の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当

る当該水門の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

3 前二項に規定するもののほか、当該水門の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の要求性能にあつては、構造形式に応じて、当該水門を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であつても、当該津波等の作用による損傷等が、当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。

(開門の要求性能)

第十九条 開門の要求性能は、船舶が水位の異なる水域間において安全かつ円滑な航行を図るものとして、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

2 前条(第一項第二号を除く。)の規定は、開門の要求性能について準用する。

(係船浮標の要求性能)

第二十七条 係船浮標の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

一 船舶の安全な係留が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 変動波浪、水の流れ及び船舶の牽引等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該係船浮標の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の要求性能にあつては、設計津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能が損なわれた場合であつても、当該係船浮標の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

(浮棧橋の要求性能)

該水門の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

(開門の要求性能)

第十九条 開門の要求性能は、船舶が水位の異なる水域間において安全かつ円滑な航行を図るものとして、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

2 前条第一項第一号及び第三号並びに第二項の規定は、開門の要求性能について準用する。

(係船浮標の要求性能)

第二十七条 係船浮標の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

一 船舶の安全な係留が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 変動波浪、水の流れ及び船舶の牽引等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該係船浮標の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の要求性能にあつては、津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能が損なわれた場合であつても、当該係船浮標の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

(浮棧橋の要求性能)

第三十条 浮棧橋の要求性能は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベル一地震動、船舶の接岸及び牽引、載荷重等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該浮棧橋の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮棧橋の要求性能にあつては、設計津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能が損なわれた場合であっても、当該浮棧橋の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

第三十条 浮棧橋の要求性能は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベル一地震動、船舶の接岸及び牽引、載荷重等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該浮棧橋の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮棧橋の要求性能にあつては、津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能が損なわれた場合であっても、当該浮棧橋の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。



改 正 案

現 行

外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁		津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設		確認対象施設の種類	金額 二百二十万円	別表（第二十八条の二十一関係）	（確認対象施設） 第二十八条の二 法第五十六条の二の二第二項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、次の各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 次に掲げる係留施設 イ・ロ （略） ハ レベル二地震動（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第六号のレベル二地震動をいう。以下同じ。）への耐震性を有する係留施設 三〇七 （略）
		その他の施設					
外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁		津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第三号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設		確認対象施設の種類	金額 二百二十万円	別表（第二十八条の二十一関係）	（確認対象施設） 第二十八条の二 法第五十六条の二の二第二項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、次の各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 次に掲げる係留施設 イ・ロ （略） ハ レベル二地震動（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第五号のレベル二地震動をいう。以下同じ。）への耐震性を有する係留施設 三〇七 （略）
		その他の施設					

(略)	水門及び閘門	
	津波、偶発波浪、レベル 二地震動等の作用による 損傷等を考慮して設計し た施設	二百三十五万 円
(略)	その他の施設	二百二万円
(略)		

(略)	水門及び閘門	
	津波、偶発波浪、レベル 二地震動等の作用による 損傷等を考慮して設計し た施設	二百三十五万 円
(略)	その他の施設	二百二万円
(略)		